

重要事項説明書

1. 当法人の概要

名 称 社会福祉法人府中西和会
主たる事業所の所在地 東京都府中市西府町二丁目 24 番 6
代表者（職名・氏名） 理事長 松村 秀
設 立 年 月 日 平成 13 年 3 月 26 日
電 話 番 号 0 4 2 - 3 6 0 - 1 3 5 3 （代表）

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業 イ・特別養護老人ホームの経営

第二種社会福祉事業 イ・老人短期入所施設の経営

ロ・老人デイサービスセンターの経営 ハ・老人居宅介護等事業の経営

施設・拠点等 特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 通所介護
居宅介護支援事業 地域包括支援センター

2. ご利用事業所の概要

名 称 鳳仙寮
サービスの種類 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
事業所の所在地 東京都府中市西府町二丁目 24 番 6
電 話 番 号 0 4 2 - 3 6 0 - 1 3 5 3 （代表）
指 定 年 月 日 平成 14 年 5 月 1 日指定（事業所番号 1 3 7 3 8 0 0 8 3 6）
利 用 定 員 定員 5 人

3. 短期入所生活介護の内容（特養併設型・空床利用型）

- (1) 利用可能施設等： 居室 4 人部屋・2 人部屋・1 人部屋
食堂
医務室
談話コーナー
浴室（普通浴槽・特殊浴槽）

- (2) 入退所時間：利用者は、利用開始日の 9 時 0 0 分以降に入所し、利用終了日の 1 6 時 0 0 分までに退所するものとする。

入退所の送迎時間 9：00～16：00

但し、

※昼食又はおやつ時の入退所は、職員が利用者の食事介助等を行うため、ご案内が難しい場合があります。

※送迎時間をご希望に沿えるよう努力いたしますが、他の利用者様とご希望時間が重なる場合は調整させていただく場合がございます。また、送迎時間は交通事情等により若干の誤差が生じるおそれがあります。予めご了承ください。

- (3) 食事： 朝食 7：30～8：30
昼食 11：45～12：45
おやつ 14：45～15：15
夕食 17：45～18：45

提供場所：基本各階の食堂にてお摂りいただきます。健康上の理由やご家族の面会がある場合等、居室や談話室でのお食事も選択できます。

食事時間：基本定時の時間にお摂りください。

健康上の理由やその日のスケジュールにて、食事時間が前後する場合は、可能な範囲で調整対応いたします。

(食事取り置き：常温で1時間、冷蔵保存で2時間まで)

- (4) 入浴：原則としておおむね週2回入浴していただきますが、心身の状況により入浴日、入浴時間が異なります。
- (5) 介護：食事介助・着替え介助・排泄介助・おむつ交換・体位変換
施設内の移動の付き添い・日中レクリエーション・シーツ交換等
- (6) 更衣：就寝前は寝衣への更衣、起床時は日常着への更衣をそれぞれ介護度に合わせて介助いたします。
- (7) 口腔ケア：毎食後1日3回うがいや歯ブラシ・義歯洗浄等、それぞれ介護度に合わせて介助いたします。
- (8) 健康管理：短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
- (9) 理美容：当施設では毎週火曜日及び第1週水曜日と第2週の金曜日に理美容サービスを実施しております。ご希望の場合は予約が必要です。料金は別途かかります。
- (10) ショートステイ送迎範囲：府中市及び国立市全域、国分寺市及び小金井市の一部
※基本的に個別の送迎をいたしますが、配車の事情により利用者の了承を得た上で乗合送迎をさせていただくことがあります。(健康管理上問題ない場合に限る)
- (11) 事故発生及び急変時の対応
サービス利用中不慮の事故または利用者の健康状態に急変が生じ、生命の危機にかかわる状態が発生した場合は、身元引受人または緊急連絡先にただちに連絡いたします。同時に施設でできる範囲内において救命に向け最善の処置を講じます。救急搬送先の医療機関にてご家族の意思確認ができない場合は、心肺蘇生等延命処置については、医師の医療的見地からの対応にお任せいたします。

(12) 緊急時対応医療機関

施設の名称	府中恵仁会病院
所在地	東京都府中市住吉町 5-21-1
電話番号	042-365-1211

4. 介護福祉施設における介護職員等の医療行為の適正実施について

「入所者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者(介護職・相談員)による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝え了解を得ていること」に基づき、医師・看護師の助言を遵守した医薬品の使用を介護職等で介助いたします。

- ① 入所者が治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要でないこと

具体例：皮膚への軟膏の塗布(床ずれの処置を除く)・皮膚への湿布の貼付・点眼薬の点眼・一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)・軽微な切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当・肛門からの座薬・浣腸挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助する等

5. 基本料金/日 (円)「短期入所生活介護の料金」

※府中市地域区分3級地：10.83円

介護保険 自己負担 (1割負担の場合)								
負担段階	介護度	単位数	1割負担額	従来型個室	多床室	食費	合計負担額	
日 額	要支援1	451	488	1,231		2,160	3,879	
		451	488		915	2,160	3,563	
	要支援2	561	608	1,231		2,160	3,999	
		561	608		915	2,160	3,683	
	1	603	653	1,231		2,160	4,044	
		603	653		915	2,160	3,728	
	2	672	728	1,231		2,160	4,119	
		672	728		915	2,160	3,803	
	3	745	807	1,231		2,160	4,198	
		745	807		915	2,160	3,882	
	4	815	879	1,231		2,160	4,270	
		815	879		915	2,160	3,954	
	5	884	957	1,231		2,160	4,348	
		884	957		915	2,160	4,032	
	介護保険 自己負担 (2割負担の場合)							
	負担段階	介護度	単位数	2割負担額	従来型個室	多床室	食費	合計負担額
日 額	要支援1	451	977	1,231		2,160	4,368	
		451	977		915	2,160	4,052	
	要支援2	561	1,215	1,231		2,160	4,606	
		561	1,215		915	2,160	4,290	
	1	603	1,306	1,231		2,160	4,697	
		603	1,306		915	2,160	4,381	
	2	672	1,456	1,231		2,160	4,847	
		672	1,456		915	2,160	4,531	
	3	745	1,614	1,231		2,160	5,005	
		745	1,614		915	2,160	4,689	
	4	815	1,765	1,231		2,160	5,156	
		815	1,765		915	2,160	4,840	
	5	884	1,915	1,231		2,160	5,306	
		884	1,915		915	2,160	4,990	
	介護保険 自己負担 (3割負担の場合)							
	負担段階	介護度	単位数	3割負担額	従来型個室	多床室	食費	合計負担額
日 額	要支援1	451	1,465	1,231		2,160	4,856	
		451	1,465		915	2,160	4,540	
	要支援2	561	1,823	1,231		2,160	5,214	
		561	1,823		915	2,160	4,898	
	1	603	1,959	1,231		2,160	5,350	
		603	1,959		915	2,160	5,034	
	2	672	2,183	1,231		2,160	5,574	
		672	2,183		915	2,160	5,258	
	3	745	2,421	1,231		2,160	5,812	
		745	2,421		915	2,160	5,496	
	4	815	2,648	1,231		2,160	6,039	
		815	2,648		915	2,160	5,723	
	5	884	2,872	1,231		2,160	6,263	
		884	2,872		915	2,160	5,947	

〔食費：朝食600円 昼食(おやつ含む)780円 夕食780円〕

◎基準費用額は、滞在費として915円、個室1,231円とし食費は、1,445円とする。

負担限度額認定証該当の場合

負担段階	介護度	単位数	1割負担額	従来型個室	多床室	食費	合計負担額	
第1段階	要支援1	451	488	380		300	1,168	
		451	488		0	300	788	
	要支援2	561	608	380		300	1,288	
		561	608		0	300	908	
	1	603	653	380		300	1,333	
		603	653		0	300	953	
	2	672	728	380		300	1,408	
		672	728		0	300	1,028	
	3	745	807	380		300	1,487	
		745	807		0	300	1,107	
	4	815	879	380		300	1,559	
		815	879		0	300	1,179	
	5	884	957	380		300	1,637	
		884	957		0	300	1,257	
	第2段階	要支援1	451	488	480		600	1,568
			451	488		430	600	1,518
		要支援2	561	608	480		600	1,688
			561	608		430	600	1,638
1		603	653	480		600	1,733	
		603	653		430	600	1,683	
2		672	728	480		600	1,808	
		672	728		430	600	1,758	
3		745	807	480		600	1,887	
		745	807		430	600	1,837	
4		815	879	480		600	1,959	
		815	879		430	600	1,909	
5		884	957	480		600	2,037	
		884	957		430	600	1,987	
第3段階①		要支援1	451	488	880		1,000	2,368
			451	488		430	1,000	1,918
		要支援2	561	608	880		1,000	2,488
			561	608		430	1,000	2,038
	1	603	653	880		1,000	2,533	
		603	653		430	1,000	2,083	
	2	672	728	880		1,000	2,608	
		672	728		430	1,000	2,158	
	3	745	807	880		1,000	2,687	
		745	807		430	1,000	2,237	
	4	815	879	880		1,000	2,759	
		815	879		430	1,000	2,309	
	5	884	957	880		1,000	2,837	
		884	957		430	1,000	2,387	
	第3段階②	要支援1	451	488	880		1,300	2,668
			451	488		430	1,300	2,218
		要支援2	561	608	880		1,300	2,788
			561	608		430	1,300	2,338
1		603	653	880		1,300	2,833	
		603	653		430	1,300	2,383	
2		672	728	880		1,300	2,908	
		672	728		430	1,300	2,458	
3		745	807	880		1,300	2,987	
		745	807		430	1,300	2,537	
4		815	879	880		1,300	3,059	
		815	879		430	1,300	2,609	
5		884	957	880		1,300	3,137	
		884	957		430	1,300	2,687	

〔加 算〕

(看護体制加算・夜勤職員配置加算は予防除く)

看護体制加算Ⅰ	4 単位/日	1 割 5 円・2 割 9 円・3 割 13 円	送迎加算	184 単位/回	1 割 200 円・2 割 399 円・3 割 598 円
看護体制加算Ⅱ	8 単位/日	1 割 9 円・2 割 18 円・3 割 26 円	夜勤職員配置加算Ⅲ	15 単位/日	1 割 17 円・2 割 33 円・3 割 49 円
緊急受入加算	90 単位/日	1 割 98 円・2 割 195 円・3 割 293 円	医療連携強化加算	58 単位/日	1 割 63 円・2 割 126 円・189 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		総単位数の 14%相当	サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位/日	1 割 20 円・2 割 39 円・3 割 59 円

保険対象外費用

衣類レンタルサービス	220 円/日 衣類、歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、義歯入れ、ティッシュ、入歯洗浄剤を施設にて用意
特別な食事	①基本食事サービス費の費用を超える食事の提供 ②高価な材料を使用し特別に調理を行った場合 ③外部の料理人による出張サービス 等 ※値段相当
嗜好飲料費	130 円/日 毎日提供する選択できるお飲み物
レンタルテレビ	130 円/日 (利用者の希望による)
クラブ費	喫茶クラブ 140 円/回・書道：110 円/回・タテール：110 円/回 フラワーアレンジメント 1,500 円/回※ご希望にて参加された場合
電気製品持ち込みの場合	電気アンカ：30 円/日 電気毛布：50 円/日
T字カミソリ	110 円/本 ※ご自分で剃れる場合に限る
理美容 (水・金)	カットブロー 2,630 円 カットブロー生保 1,320 円 カラー 5,250 円 カットカラー、カットパーマ 7,870 円 顔そり 530 円 カットパーマカラー 13,100 円 ※理美容 (火曜日)：カットブロー 2,300 円

食事代金

食費内訳	朝食	600 円
	昼食 (おやつ含む)	780 円
	夕食	780 円

※上記金額は、介護保険負担限度額認定証該当の方にはあてはまりません。

※上下肌着・上履き・常用の内外用薬・電気カミソリはご持参ください。

※鳳仙寮の「個室」を使用するにあたり、次の要件に該当する方につきましては、「多床室」に係る介護報酬が適用されます。

- ① 感染症等により個室の利用の必要があると医師が判断した方
- ② 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、「個室」の利用が必要であると医師が判断した方

6. 当施設のサービスの特徴など

(施設の運営方針)

要介護状態の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

短期入所生活介護利用の中止

(1) 利用予定開始日前の中止

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

- イ・利用日の前日正午までのご連絡の場合 無料
- ロ・利用日の前日正午すぎのご連絡の場合 2,160円 食費相当分

(2) 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- イ・利用者が中途退所を希望した場合
- ロ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
- ハ・利用中に体調が悪くなった場合
- ニ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合において、必要な場合は、ご家族又は緊急連絡先に連絡するとともに速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

7. 苦情相談・意見受付

ケアサービスに関する苦情・ご意見については相談窓口またはご意見用紙にて対応いたします。

口頭相談：苦情受付担当者 生活相談員、施設長、事務長

第三者委員（予め選任された施設職員以外の窓口）

苦情解決責任者	施設長	不動田 敏幸	042-360-1353
---------	-----	--------	--------------

記述式：1階受付および居住階に「苦情・ご意見用紙」を準備しています。記入後は職員に手渡すか、1階事務所横の「ご意見ポスト」へ投函してください。

対 応：①苦情解決責任者の確認のもと、原因を調査し解決方策の検討と対応をいたします。また苦情解決のため、原則申し出人への話し合いを行います。

②ご意見用紙に記述された苦情・ご意見は対応策と共に（匿名等投稿者に配慮のうえ）苦情白書（3ヶ月ごとに更新）に綴り公表いたします。

③苦情原因の改善状況は、第三者委員へ結果報告いたします

その他の苦情受付窓口⇒府中市福祉保健部介護保険課 042-335-4030

東京都社会福祉協議会 03-5283-7020

国民健康保険団体連合会介護保険相談課 03-6238-0177

8. 感染症対策

・施設内感染の防止

「施設内において感染症が発生し又はまん延しないよう必要な措置を講ずる」

対象とする主な感染症等：感染性胃腸炎・インフルエンザ・ノロウイルス・疥癬・コロナウイルス等

(1) 感染者の措置

- ①感染者の医療の確保：受診付き添いは原則家族対応とします
- ②施設内での個室対応：一時的に居室が変更になることがあります
- ③搬送、入院：急性期における一時的な自宅静養をご協力いただく場合があります

(2) 面会の制限

- ①ご家族等が体調不良時には施設への入館、面会は控えていただく場合があります

9. 高齢者虐待防止

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者 施設長 不動田 敏幸 042-360-1353

- ・ 虐待防止のための指針を整備します。
- ・ 事業所は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・ 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ・ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・ 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 身体拘束廃止

当施設は、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定の「サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」という考え方にに基づき、原則「ベルト固定・ベッド4点柵など」身体拘束は行いません。

(1) 「緊急やむを得ない場合とは」

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 「実施に当たっての留意点」

- ① 本人、家族への説明と同意：心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由、身体拘束の内容、目的、拘束の時間帯、期間等を文書で説明し同意を得ます
- ② 記録：利用者の心身の状況、身体拘束の内容を記録して5年間保存します
- ③ 最小限の実施、早期の解除に努める：身体拘束を実施している間、定期的に家族へ説明し経過観察を行い該当しなくなった場合直ちに解除します

11. 事故対応

利用者の皆様に安心・安全に過ごしていただくため、施設では個々の利用者に応じた事故対策を講じ、ケアプラン等にて最大限の取り組みをさせていただきます。しかし、要介護高齢者では、身体機能や認知機能の低下があり、転倒等の事故が起きるリスクが高くなります。サービス提供中に発生した事故については、全て利用者の状況と原因（誘因）を確認し、事故再発防止策が検討・記録されます。またご家族へ報告させていただきます。報告のあった事故についての確認・ご意見は、相談窓口にて対応いたします。

12. 非常災害対策

防災時対応	自衛消防隊
防災設備	消火器・消火栓・スプリンクラー設備・誘導等・避難階段・非常放送設備・自家発電設備・消防水利等
防火訓練等	防火訓練：年4回 防火教育：月1回
防火責任者	施設長
備蓄食料	3日分

13. 第三者評価実施状況（毎年度更新）

第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

サービス種別・名称	介護老人福祉施設 鳳仙寮
直近の実施年月日	令和3年2月
実施した評価機関名称	株式会社 医療福祉経営研究所
評価結果の開示状況	施設1階ロビーに掲示しております。 とうきょう福祉ナビゲーションにて「平成30年度福祉サービス第三者評価結果」が公表されています。

14. 個人情報の使用及び提供について

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報について、次のとおり、事業者（社会福祉法人府中西和会）が必要最小限の範囲で使用することに同意します。

(1) 個人情報を使用する目的

- ① 利用者の介護認定の申請、更新または変更等のため。
- ② 利用者に関わるサービス計画を立案し、円滑にサービスを提供するために実施されるカンファレンス等での情報提供のため。
- ③ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの必要な連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため。
- ④ 医療機関・保健所等との連絡調整、情報提供のため。
- ⑤ 事故・苦情が発生した場合の都市町村への報告のため。
- ⑥ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または申請のため。
- ⑦ 介護保険施設などにおいて行われる研修生、実習生、学生への教育のため。
- ⑧ 行政の調査、外部機関による施設評価、学会や出版物などでの報告等のため。
- ⑨ サービス提供に係る請求事務等、サービス利用にかかわる運営管理を行うため。

(2) 使用するにあたっての条件

- ① 個人情報の提供は1.に記載する目的の範囲で必要最小限にとどめ、情報提供の際には、関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などについて記録すること。

(3) 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族に関する情報。
- ② 認定調査、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知）